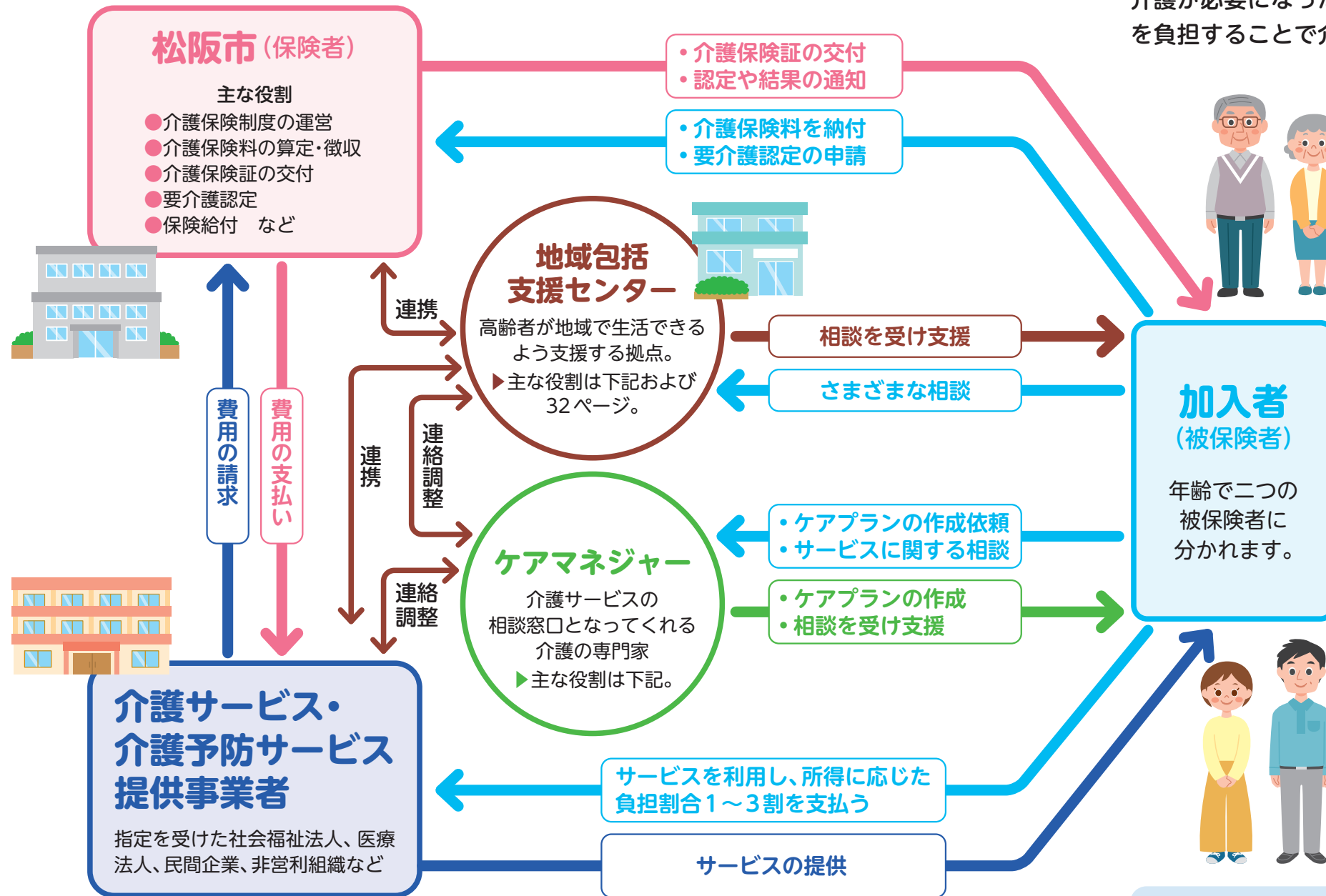


住み慣れた地域でいつまでも元気に



「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。（詳しくはP.32）

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のケアマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止や権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。利用者は居宅介護支援事業者を選ぶことができますし、変えることもできます。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員という「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



加入者（被保険者）

年齢で二つの被保険者に分れます。



介護保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

【65歳以上の方】

- 65歳になる月に全員に交付されます。

【40～64歳の方】

- 認定を受けた方に交付されます。

介護保険証が必要なとき

- 要介護認定を申請（更新）するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	242040 市松印阪

負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）には、負担割合（1～3割）を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくはP.34

負担割合証が必要なとき

- 介護保険サービス等を利用するとき
- 【有効期間】1年間（8月1日～翌年7月31日）

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
利用者負担割合	適用期間
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	242040 市松印阪

負担割合（1～3割）が記載されます。

介護保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。